

## 令和6年能登半島地震被災建造物復旧支援委員会設置要項

令和6年2月8日

理事長決裁

### (設置)

**第1条** 文化庁「令和6年能登半島地震被災建造物復旧支援および被災文化財等救援事業（令和5年度）」事業業務計画に基づき、被災県からの要請に応えるため、文化庁及び被災各県と協力して、令和6年能登半島地震によって被災した文化財建造物を対象として被害状況の全貌を把握するとともに、我が国の貴重な文化財建造物の毀損の拡大を防止し、技術支援を通して文化財建造物を保存することを目的とし、令和6年能登半島地震被災建造物復旧支援委員会（以下、「復旧支援委員会」という。）を独立行政法人国立文化財機構（以下、「機構」という。）に設置する。

### (組織)

- 第2条** 復旧支援委員会は、文化庁の協力要請を受けて設置し、災害時における歴史的建造物の被災確認調査及び技術支援等に関する協力協定締結団体（以下「協定締結団体」という。）をもって構成する。
- 2 復旧支援委員会は、必要に応じて、協定締結団体以外の団体等に参加又は協力を得ることができる。
  - 3 復旧支援委員会の設置期間は令和6年2月13日から令和7年3月31日までとする。

### (活動内容)

**第3条** 復旧支援委員会は、以下から得た文化財建造物の情報を基に（1）及び（2）を実施する。

- ①文化庁及び被災各県文化財主管部局を通して、国、関係地方公共団体の過去の調査記録等
- ②日本建築学会が管理する「歴史的建築物総目録データベース」

#### (1) 被害調査

- ① 文化財建造物を目視による被災程度の悉皆調査を行う（1次調査）。
- ② 1次調査の結果、一定程度の被害が出ている建造物のうち、復旧支援委員会の協議により選定した建造物について、所有者の同意を得て内部を含めた被害の詳細を調査する（2次調査）。
- ③ 2次調査を実施した建造物のうち、復旧支援委員会において一定の文化財的価値が認められ、所有者が保存する意向を示す建造物について、復旧に向けた技術的な支援を行うための基礎データの収集と、概算見積が可能となる調査を実施する

(技術支援調査)。

(2) 調査を行った建造物の情報管理

- ① 調査を行った文化財等の個々の文化財価値等については、評価をしない。
- ② 調査を行った文化財建造物の情報は、所有者、文化庁及び県・関係市町村文化財主管部局に報告し、情報の公開については関係自治体の文化財主管部局に委ねる。

**(実施体制)**

**第4条** 復旧支援委員会の実施体制は以下のとおりとする。

- (1) 復旧支援委員会の活動は、文化庁及び被災地各県の文化財保護行政主管部局との密接な連携の下に行う。
- (2) 復旧支援委員会の委員長は機構理事長をもって充てる。委員長は復旧支援委員会の活動を統括する。
- (3) 復旧支援委員会には幹事を置く。幹事は協定締結団体の構成団体を代表し、各団体の活動を総括する。
- (4) 復旧支援委員会の事務局は、機構文化財防災センターに置く。
- (5) 復旧支援委員会の活動に要する経費は、機構の予算および文化庁の委託経費による。
- (6) 復旧支援委員会の経費の会計処理は、機構の会計基準に基づいて行う。

**(雑則)**

**第5条** この要項に定めるもののほか必要な事項は、委員長がこれを定める。

**附 則**

この要項は、令和6年2月8日から施行する。